

令和 3 年 監 査 公 表 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（公益財団法人大野城まどかぴあ）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 3 年 4 月 8 日

大野城市監査委員 堀 政 寛

大野城市監査委員 田 中 健 一

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

公益財団法人大野城まどかぴあ

(2) 監査の範囲

令和元年度決算及び令和2年度 11 月末日における財政援助にかかる補助事業について

(3) 監査の期間

令和2年12月15日から令和3年3月26日まで

令和2年12月24日 財政援助団体監査に関する協議

令和3年2月15日 同 上

令和3年2月16日 本監査

令和3年3月18日 講評に関する協議

令和3年3月26日 講評

(4) 監査の方法

監査の実施にあたっては、令和元年度の決算状況及び令和2年11月末日における執行状況の資料提出を求め、計数の照合確認を行うとともに、対象の事務事業が当初の目的に沿い、適時適正に運営されているかどうかを主眼として実施した。

【調査事項】

① 公益財団法人大野城まどかぴあ（以下「大野城まどかぴあ」という。）の概要及び分掌する事務・職員配置状況について

② 市補助金について

③ 指定管理者交付金について

④ 令和元年度決算報告書について

（個別調査事項）

(1) カブキノヒカリ展

(2) ピアノ保守点検業務

(3) サーバーラック

⑤ 令和2年度に実施した主な事務事業の成果及び実績について

（個別調査事項）

- (1) 文化・芸術の振興のための事業（乳幼児向け事業）
- (2) 読書推進及び啓発のための事業（読み聞かせボランティアスキルアップ講座（全4回））
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図るための事業（企業のための男女共同参画事業）

⑥ 令和2年度合計残高試算表について

⑦ 令和2年度収入・支出予算の執行状況について

（個別調査事項）

(1) 事業活動による収支 事業収入

文化芸術振興事業収入 友の会収入

2. 監査の結果

全体として、大野城まどかぴあにおける財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等について、概ね適正であると認められた。

なお、各調査事項についての意見は、次のとおりである。

① 大野城まどかぴあの概要及び分掌する事務・職員配置状況について

大野城まどかぴあでは、市民及び地域住民の文化の振興、学習活動の支援促進、男女の自立と共同参画の都市づくりの推進等の多様な事業に取り組むため、効率的な事務組織によりその運営にあたられていることが認められた。

② 市補助金について

市補助金の交付申請から確定までの事務手続きについて、大野城まどかぴあ及び大野城市（コミュニティ文化課及び人権男女共同参画課）の関係書類を調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

③ 指定管理者交付金について

指定管理者の指定から交付金の確定までの事務手続きについて、大野城まどかぴあ及び大野城市（コミュニティ文化課及び人権男女共同参画課）の関係書類を調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

④ 令和元年度決算報告書について

令和元年度の決算に係る財務諸表については、公益法人会計基準等に準拠し適正に作成され、個別調査事項の事務処理についても概ね適正であると認められた。

⑤ 令和２年度に実施した主な事務事業の成果及び実績について

令和２年度の事業計画に基づき、文化・芸術の振興のための事業、読書推進及び啓発のための事業、男女共同参画社会の形成の促進を図るための事業、施設の管理運営事業等が堅実に実施されていることが認められた。

また、個別調査事項の事務処理についても、概ね適正であると認められた。

⑥ 令和２年度合計残高試算表について

令和２年度の合計残高試算表については、各金融機関の残高証明書等と照合し、同表の預金等の残高と一致していることを確認した。

⑦ 令和２年度収入・支出予算の執行状況について

令和２年度の予算執行状況及び個別調査事項の事務処理については、概ね適正であると認められた。

3. 結び

大野城まどかぴあにおいては、今後とも地域における重要な文化振興・交流の拠点として、市民のニーズに沿った魅力ある事業の実施に取り組むとともに、生涯に渡って学ぶことができる環境づくりや、読書活動や芸術文化活動の振興を通して、市民の心の豊かさを育んでいただくことを期待し、講評とする。